

議案第26号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月21日

提出者 目黒区長 青木英二

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和28年10月目黒区条例第14号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「、第12条の3」を削る。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

2 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年9月目黒区条例第21号）の一部を次のように改正する。

付則第9項中「、第12条の3」を削る。

（説明） 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に対し、住居手当を支給するため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。